



# 佐賀県公報

平成20年  
3月17日  
(月曜日)  
第13031号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 廃棄物処理施設の変更の許可申請 (一一四・廃棄物対策課) 一
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定 (一二五・障害福祉課) 二
- 救急病院の認定 (一二六・医務課) 二
- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施 (一二七・畜産課) 三
- 選挙管理委員会事項
- ◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (告示・一四) 四
- 佐賀県知事選挙及び佐賀県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正 (公告) 四

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第百二十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請が次のとおりあったので、同法第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

西ノ浦開発株式会社

佐賀県西松浦郡有田町戸矢字西ノ浦乙七八番地一

代表取締役 西山 五郎

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐賀県西松浦郡有田町戸矢乙八六三番一ほか二十二筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号口に規定する最終処分場をいう。)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く)、ゴムくず及びびがれき類 以上五種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

五 申請年月日

平成十九年十月十九日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県伊万里保健福祉事務所(伊万里市新天町坂口一二二番四)

(二) 縦覧の期間及び時間

平成二十年三月十七日から平成二十年四月十六日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

(一) 提出期限

平成二十年四月三十日

(二) 提出方法

持参又は郵送(提出期限日の消印有効)

(三) 提出場所

佐賀県くらし環境本部廃棄物対策課(郵便番号八四〇一八五七〇 佐賀市城内一丁目一番五十九号)又は佐賀県伊万里保健福祉事務所(郵便番号八四八一〇〇四一 伊万里市新天町坂口一二二番四)

(四) 意見書に記載すべき事項(日本語で記載すること。)

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の変更に係る具体的な利害関係

エ 生活環境保全上の見地からの意見

●佐賀県告示第百二十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十三條の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターとして次のとおり指定した。

平成二十年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 名称 社会福祉法人あやめ会

二 住所 唐津市久里二〇七三番地二

三 事務所の所在地 唐津市久里二〇七三番地二

四 指定年月日 平成二十年三月十一日

●佐賀県告示第百二十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院及び救急診療所として次のものを認定した。

平成二十年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期間	備考
佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島五丁目一番一号	平成二〇年二月一日から平成二十三年一月三十一日まで	外科系、内科系、小児科系
独立行政法人国立病院機構佐賀病院	佐賀市日の出二丁目二〇番一号	"	外科系、内科系
佐賀県立病院好生館	佐賀市水ヶ江二丁目二番九号	"	外科系、内科系
医療法人聖医会藤川病院	佐賀市松原一丁目二番六号	"	整形外科、脳神経外科系
医療法人春陽会上村病院	佐賀市兵庫町大字洩一九〇三番地一	"	内科系
小野病院	佐賀市巨勢町大字牛島二四四番地七	"	外科系、内科系
医療法人仁和会小池病院	佐賀市嘉瀬町大字中原一九二二番地二	"	外科系、内科系
医療法人安寿会田中病院	佐賀市嘉瀬町扇町二三四四番地一六	"	外科系
正島脳神経外科病院	佐賀市鍋島一丁目三番一〇号	"	外科系、脳神経外科系
福田脳神経外科病院	佐賀市本庄町本庄一二三三六番地	"	脳神経外科系
西村医院	佐賀市兵庫町大字瓦町九七一番地	"	外科系、内科系
信愛整形外科医院	佐賀市川原町四番八号	"	外科系

宮崎外科医院	佐賀市愛敬町一番三二号	"	外科系
森永整形外科医院	佐賀市開成六丁目一四番四八号	"	外科系
橋野医院	佐賀市高木瀬東五丁目一七番一五号	"	外科系、内科系
島田医院	佐賀市嘉瀬町大字中原一九七三番地一	"	内科系
医療法人社団博文会小柳記念病院	佐賀郡諸富町大字諸富津二三〇番地二	"	外科系、内科系、脳神経外科系
橋本病院	神埼郡神埼町大字本告牟田三〇〇五番地	"	
多久市立病院	多久市多久町一七七一番地四	"	
医療法人ひらまつ病院	小城郡小城町八一五番地一	"	
唐津赤十字病院	唐津市二夕子一丁目五番一号	"	
社会福祉法人恩賜財団済生会佐賀県済生会唐津病院	唐津市元旗町八一七番地	"	外科系、内科系
唐津第一病院	唐津市朝日町一〇七一番地四	"	
唐津市民病院きたはた	唐津市北波多徳須恵一二〇一番地一	"	
今村病院	鳥栖市轟木町一五二三番地六	"	
古賀病院	鳥栖市本通町一丁目八五五番一〇号	"	外科系、内科系、脳神経外科系
独立行政法人国立病院機構東佐賀病院	三養基郡みやき町大字原古賀七三二四番地	"	外科系、内科系、小児科系

伊万里市立市民病院	伊万里市二里町大里乙二七一番地	"	内科系
医療法人精仁会隅田病院	伊万里市立花町四〇〇〇番地	"	
西田病院	伊万里市山代町楠久八九〇番地二	"	
独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町下宿丙二四三六番地	"	
大町立病院	杵島郡大町町大字大町八八七八番地一	"	
白石共立病院	杵島郡白石町大字福田一二九六番地	"	外科系、内科系、脳神経外科系
医療法人至慈会高島病院	杵島郡白石町大字戸ヶ里一八三一番地一八	"	

◎佐賀県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成二十年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第九条第二項に定める方法による。

六 その他

検査対象となる家畜の保管等については、ハラサンギョウ株式会社(長崎県東彼杵郡川棚町三越郷五十一番地二)に委託する。

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成二十年三月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八三五人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八一、九五一人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 五三、九一三人

唐津市・東松浦郡 三七、二二七人

鳥栖市 一七、一九三人

多久市 六、一三六人

伊万里市 一五、五九八人

武雄市 一三、八二三人

鹿島市・藤津郡 一一、三八一人

小城市 一二、一八一人

嬉野市 七、九〇三人

神崎市・神埼郡 一三、二二二人

佐賀郡 九、三四一人

三養基郡 一四、七〇八人

西松浦郡 五、九〇六人

杵島郡 一二、〇三一人

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定による平成19年4月8日執行の佐賀県議会議員選挙(佐賀市選挙区)における候補者太田記代子の選挙運動に関する収支報告書について、出納責任者太田善郎から平成20年2月28日に訂正の報告があり、また、平成19年11月26日付け佐賀県公報で公表した佐賀県知事選挙及び佐賀県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨(以下「収支報告書の要旨」という。)の一部に記載漏れがあったので、収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成20年3月17日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

平成19年4月23日第1回報告分の3 報告書の要旨中「460,000円」を「510,000円」に、「280,000円」を「420,000円」に、

「民主党佐賀県総支部連合会 政党 50,000円」を

「民主党佐賀県総支部連合会 政党 50,000円

横 尾 弥 生 主婦 20,000円

城 島 昭 子 主婦 20,000円

赤 尾 美 裕 子 医師 20,000円 に、

豊 住 房 子 医師 20,000円

富 田 セ イ 医師 20,000円

田 中 い よ 医師 20,000円

北 村 親 枝 医師 20,000円」

「22件」を「13件」に、「180,000円」を「90,000円」に、「3,160,000円」を「3,210,000円」に改める。

平成19年5月18日第2回報告分の3 報告書の要旨中「3,160,000円」を「3,210,000円」に、「3,650,817円」を「3,700,817円」に改める。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月十七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷